

総合部会意見への対応方針

新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧

					総 合 部 会		
番号	章	頁	行	新たな振興計画（素案）本文	修正文案等	理 由 等	審 議 結 果
1	3章	P27	16行	計画の展望値	-	(環境)及び(社会)に関する計画展望値の追加を検討いただきたい。 成果指標として上位にある「計画展望値」は最終アウトカムに相当する重要な指標と思慮する。本計画で実現しようとする将来像は「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成とあるが、その達成度を評価する「計画展望値」=アウトカム指標は【経済】の5つに対し、環境で1つ社会で2つとバランスが悪い。 ソフトウェアの源泉となっている自然環境の豊かさ【環境】や県民の幸福感(県民意識調査)【社会】なども追加する必要がありと考えるので、適切な「計画展望値」の検討をお願いしたい。	【原文のとおり】 従来の沖繩振興計画における展望値は、計量経済モデルに基づいて将来を予測することが可能な指標を位置づけています。幸福度調査等は、主観的なアンケート調査であり、これを展望値で位置づけるかは、従来の計量経済モデルで回していたものとは異なる性質があります。
2	3章	P27	16行	計画の展望値	-	目標値などの数値について、コロナ以前に戻って、それを始点としてこれまでの傾きで上がっていくというように見える。コロナでこれだけ凹んで、それが何年かで立ち上がるというところになっているが、コロナ後において何年で立ち上がるという経済モデルや数理モデルを提示する必要がある。	【原文のとおり】 展望値の数値の設定については、計量経済モデルに基づいて将来を予測しており、今般の新型コロナウイルス感染症の影響についても、観光収入等の外生値において、できる限り定量的に反映させております。
3	4章	P150	12行	平和推進の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究機構(仮称)」の設置を検討するとともに、平和に関する多様な資源の集積や様々な機関との連携強化に取り組む。	-	国際平和研究機構(仮称)について、設置主体によって国際的活動範囲が異なることから、設置主体を明記する必要があるのではないか。	【原文のとおり】 どのような形になるか様々な選択肢を持って検討していくこととなると想定されるため、原文どおりとしたい。
4	4章	P150	17行	(追記) 加えて、アジア・太平洋地域の安定・発展に資する国際機関等の誘致に努めます。	-	国際協力・国際課題解決の分野で、沖縄の緩衝地としての役割を明示してはどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。

新たな振興計画（中間取りまとめ）に対する修正意見審議結果一覧

		総 合 部 会					
番号	章	頁	行	新たな振興計画 （中間取りまとめ）本文	修正文案等	理 由 等	審 議 結 果
1	2章	P15	31行	デジタル技術の浸透により、社会・生活・産業等あらゆる面で、既存の価値観や生活様式、ビジネスモデル等に革新をもたらし、より良い社会を創るDXを加速させる必要があります。	-	DXは、何れも出てきており、ここはその最初である。DXは本振興策の情報関連で重要な概念であり、DXの意味が明確に分かるようにする必要はある。用語集に入れ、何れでも参照できるようにしたほうがいい。	【委員意見を踏まえ修正】 委員意見を踏まえ、DX等の語を用語集に記載する。 用語集については、審議会からの答申後、県で作成する。
2	3章	P22	28行	一人当たり県民所得は、平成30年度の239.1万円から令和13年度には○万円 29 程度（令和○年度価格）になると見込まれます。	-	1人あたりの県民所得について、何れも沖縄振興計画をやってきて、幾らやっても最下位からなかなか脱出しえない。これが福祉分野では貧困問題などいろいろ関わっている。今回恐らく最後の振興計画になるかもしれないという時点において、目標値として定めるぐらいの決意を持ってこの計画をつくる必要がある。	【原文のとおり】 展望値については、将来像表現のために実施される諸施策の成果等を前提に、社会経済の状況を予測する「見通し値」としての位置付けとなっております。
3	3章	P26	23行	(U-デザイン)産業について)	(委員意見への回答) 情報通信関連産業及び臨空・臨港型産業については、産業振興部会において審議がなされております。 情報通信関連産業については、企業数や雇用者数だけでなく産業全体の労働生産性を最上位目標に掲げ施策を展開し、10年後は労働生産性の20%増加を目標とし、産業規模は6,000億前後を見込んでいます。 臨空・臨港型産業、海洋関連産業については、国際物流拠点産業集積地域における新規立地企業数を今後10年で300社、10年後の県内全体の製造品出荷額の目標値およそ7,500億のうち、新規立地企業の製造品出荷額を1,000億円と見込んでいるところです。 ブルーエコミーについては、今後新たな産業への成長が期待される分野として位置づけており、「海域からの発展と貢献」を新たな基本方向とし、海洋環境・海洋資源の保全と持続可能な活用との調和を図りつつ展開していきます。	沖縄県のU-デザイン産業として挙げられている。情報通信関連産業、臨空・臨港型産業、海洋関連産業について、今後10年の展開、目標をどのように考えているのか。	※委員意見への回答

番号	章 頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正文案等	理由等	審議結果
4	3章 P26	26行	<p>新たな振興計画(中間取りまとめ)本文 本県における域外需要の取り込みや雇用創出の推進力となるリーディング産業としては、観光産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業が挙げられます。また、本計画期間中に域外需要を取り込む産業への成長が期待される分野としては、健康・医療・バイオ、科学技術、再生可能エネルギー(グリーン)、文化、スポーツ、ブルーエコノミーなど本県が有するソフトパワーや地域特性を生かした産業分野が挙げられます。</p>	<p>(経済の好循環を創出するリーディング産業の振興) 自立型経済の構築に向けては、本県経済の成長のエンジンともいえるリーディング産業を複数振興することにより、域外需要を取り込み、雇用の受け皿である域内産業の活性化につなげることで、経済発展の好循環を創出していきます。リーディング産業とは、域外需要を取り込み、域内産業に経済・雇用等の面から高い波及効果をもたらすことで、経済発展を牽引する先導的な産業であり、将来的にも継続して経済発展を牽引していくことが期待される産業です。 本県におけるリーディング産業としては、域内外の人、情報、モノの交流や集積を促進することで、域内産業に高い波及効果をもたらす観光産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業が挙げられます。観光産業については波及効果の高い複合的産業であり、情報通信関連産業については域内産業におけるデジタル化やDXの推進を牽引することで経済社会に変革をもたらすことも期待されます。臨空・臨港型産業については、ポストコロナにおいて回復が期待されるアジアのダイナミズムを取り込み、将来的にも継続して経済発展を牽引することが期待されます。 今後、新たな産業への成長が期待されるシニア(種)として、環境・再生可能エネルギー(グリーン)や、海洋資源の保全と活用を画立するブルーエコノミーの分野、健康・医療・バイオ、科学技術の分野、文化、スポーツの分野など本県が有する地域特性やソフトパワーを生かした分野が挙げられます。</p>	<p>リーディング産業として文化が置かれているが、ほとんどの団体が企業から何らかの支援を受けないといけない状況であり、経済的發展を牽引する先導的な産業であるのか少し疑問を感じる。文化やスポーツは別枠で記載してはどうか。 リーディング産業において、再生可能エネルギー(グリーン)が入っているが、環境についても加えてはどうか。 リーディング産業として海洋と記載されているが、何を指すのかイメージしにくい。ため、ひとを加えてはどうか。 観光産業において、宿泊業というと県内総生産に対する割合が4%ほどしかない。割合としては製造業と変わらないため、リーディング産業と呼べるところまでには至っていないのではないかと。 リーディング産業という言葉がここで初めて計画に出てくるので、23行目の「リーディング産業とは」という文章と、次の行の後半から始まる「本県経済の成長エンジンともいえるリーディング産業が」という2つ目の文章を逆にしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。</p>
5	4章 P72	9行	<p>②国際的な家庭問題への支援の推進 国際結婚・離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、相談・支援体制の強化に取り組みます。</p>	<p>言語、文化、法制度などが異なる外国人との結婚や離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供することができるように、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組みます。</p>	<p>国際家事相談について、計画の書き方が足りていない。国際家事における相談機能を充実させてほしい。</p>	<p>【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正文案等	理由等	審議結果
6	5章	P205	9行	第6章2の(2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸 サンライズスバル構想」の展開	-	東海岸地域については、しっかりとした 方向性が特出しで示されているが、西 海岸地域については、その記載が弱い 感じがある。特に、キャンブキンザーから 那覇港、那覇軍港、そして那覇空港に 至る一帯はポテンシャルの高い地域で あるため、この地域一帯の整備について 重点的に記載することも検討してはどうか。	【原文のとおり】 西海岸地域については、第6章1の(2)「我が 国の南の玄関口における臨空・臨港都市 と新たな拠点の形成」の中で、「那覇空港や 那覇港を核に、アジアのダイナミズムを取り込 む臨空・臨港都市を形成し、空、海、陸の 交通拠点及び沖縄経済の中心地としての 発展を推進する」旨を記載しております。
7	7章	P251	31行	本計画の折り返しとなる5年後を目標 に、毎年度実施するPDCA等を活用し た計画の検証を行い、必要に応じて計 画の改定等を行います。	-	振興計画の第7章について、例えば10 年後に点検するときに、今は測ることが できないが、5年後の技術だったら測れ るだけではない。今作った指標やそのとき の技術を使ってできることがあるならば、 見直しを行い、それで評価するということ が読み取れる文言を記載する必要がある。	【原文のとおり】 成果指標の取扱については、今後策定す る「実施計画」において検討を進めていくこと としております。

番号	8	章	6章	頁	P219	行	29行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地を形成するとともに、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進します。	修正文案等	-	理由等	第6章 3の圏域別展開における基地跡地の具体的有効利用の記載について、圏域別展開において、次期計画で着手すべき基地跡地有効利用について、第6章3の圏域別展開で、まちがどう変わるか記載を求めたが、「2県土の広域的な方向性(1)中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地利用による県土構造の再編」で記載済であるとの理由で、却下された。 既に、記載されているのは、概念的、概略的な記載である。 基地跡地の有効利用が次期振興計画では最大の目玉事業であり、跡地利用により、住民がどのような安全安心が確保され、利便性の向上と観光リゾート等産業への影響も含めて記述すべきと強く要望する。 そもそも、3圏域別展開は、地域毎に次期計画が目指すイメージを、県民がわかり易いように、再整理したものであると考える。 是非、次期振興計画で基地跡地の利用を目指す箇所においては、圏域別展開で、まちづくり、インフラ、産業への影響などを詳述していただきたい。	審議結果	【原文のとおり】 駐留軍用地跡地利用については、返還時期を戻据えて、主に各市町村で跡地利用の影響を詳述しており、現時点で各方面への影響を詳述することは難しいところである。振興計画への記載内容については、市町村の意見も踏まえて作成しており、原文どおりとしたい。

番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正文案等	理由等	審議結果
9	6章	P204	11行	中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。特に、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって歪な都市構造を余儀なくされていることから、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につながる見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組み必要があります。	-	204ページにも圏域別の記載があるが、将来の返還地の跡地利用について非常に概念的な表現となっている。具体的に書くのは難しいと思慮されるが、ロードマップなり返還地跡地の計画についてのスケジュールや目標値を定めると進める必要がある。	【原文のとおり】 駐留軍用地跡地利用については、返還時期を見据えて、主に各市町村で跡地利用の検討を行っており、現時点でスケジュール等を示すことは難しいところである。 振興計画への記載内容については、市町村の意見も踏まえて作成しており、原文とおりにしたい。
10	-	-	-	-	-	那覇市の新都心についても返還が決定し基盤整備が始まるのに20年もかかっている。この計画において、キャンプキンザーや普天間においてもある程度方向性を決定して、地主の保護のための法整備も含めて進めていく必要がある。また、土地利用の計画についても、特に西海岸、キンザー地区は沖縄の新しい目玉事業であるということを次の計画に取り上げる必要がある。	【原文のとおり】 駐留軍用地跡地利用については、返還時期を見据えて、主に各市町村で跡地利用の検討を行っており、振興計画への記載内容については、市町村の意見も踏まえて作成している。 現行の跡地利用推進法では、その基本理念の中で「所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする」と明記されており、支障除去措置や給付金等の制度が措置されているところである。 牧港補給地区を含めた嘉手納飛行場より南の駐留軍用地跡地利用については、P191～192で取り上げられているところである。